

## 関係条例

- 1 米原市議会基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 米原市議会議員の議員報酬等の在り方に関する審議会条例・・・ 9 ページ
- 3 米原市議会の議員の議員報酬等に関する条例・・・・・・・・・・ 11 ページ
- 4 米原市議会の議員の定数を定める条例・・・・・・・・・・・・・・ 15 ページ
- 5 米原市議会政務活動費の交付に関する条例・・・・・・・・・・・・ 17 ページ

# ○米原市議会基本条例

平成25年6月6日

条例第20号

改正 令和2年3月25日条例第22号

## 目次

### 前文

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 議会の活動原則(第3条～第5条)
- 第3章 議員の活動原則(第6条～第8条)
- 第4章 市民と議会の関係(第9条～第12条)
- 第5章 議会と市長等の関係(第13条～第15条)
- 第6章 委員会(第16条)
- 第7章 政務活動費(第17条)
- 第8章 議会の体制整備(第18条～第24条)
- 第9章 議員報酬等の見直し(第25条)
- 第10章 最高規範性および見直し手続(第26条・第27条)

### 付則

市民の代表機関としての米原市議会(以下「議会」という。)は、地方自治の本旨の実現と市民福祉の向上のために果たすべき役割がある。議会は、その持てる権能を十分に発揮して、自治体事務の立案、決定、執行等を審議し、および評価する。自由かつ達な討議を通してこれらの論点および争点を明らかにし、公開することは、議会の使命である。このような使命を達成するため、議会運営のルールを遵守し、議会の公正性および透明性を確保し、市民に開かれた議会のあるべき姿をここに定め、本条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、地方分権時代における自治体の自主自立による自治体経営の必要性から、議会および議員の責務ならびに活動原則その他議会の運営に関する基本的な事項を定めることにより公平、公正で透明な議会運営を図り、もって地方自治の本旨の実現および市民福祉の向上ならびに市勢の持続的発展に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、または在学する個人および市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- (3) 政策等 米原市総合計画(基本構想および基本計画をいう。)その他重要な政策および計画をいう。

## 第2章 議会の活動原則

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公平性、公正性および透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 自由かつ達な討議を行い、市政の課題に関する論点および争点を市民に明らかにするよう努めること。
- (4) 議決責任を深く認識し、市民に対して積極的な情報公開に取り組み、説明責任を果たすよう努めること。

### (議会意思の形成)

第4条 議員は、議会が言論の府であり合議制の機関であることを深く認識し、積極的に議員相互間の自由討議を行い、議会意思の形成に努めなければならない。

### (政策討論会)

第5条 議会は、市政に関する課題および政策等ならびに市民からの請願または陳情に対し、議会としての共通認識と議会意思の形成を図るため必要があると認めるときは、政策討論会を開催することができる。

2 政策討論会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第3章 議員の活動原則

### (議員の活動原則)

第6条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会の構成員として、自己研さんに努め、常に市民全体の利益を行動の指針とすること。
- (2) 議員が相互に平等であることを認識し、議員相互の自由討議による議会意思の形成を尊重すること。

### (議員の政治倫理)

第7条 議員は、市民全体の代表者として政治倫理を常に自覚するとともに、法および条例を

規範とし、これを遵守しなければならない。

2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。

(会派の設置)

第8条 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員で構成し活動する。

#### 第4章 市民と議会の関係

(情報の公開と説明責任)

第9条 議会は、議会意思の形成および議決権に基づく市の意思決定に関し、市民に対し説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、原則として議会の活動に関する情報を市民に公開するものとする。

3 議会は、本会議、委員会および次に掲げる会議(以下「会議等」という。)を公開する。ただし、当該会議等において秘密会の議決があった場合はこの限りではない。

(1) 議員全員協議会

(2) 政策討論会

4 前項に掲げる会議等の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

5 公開用の会議等の記録に関し非公開とすべき事項等必要な事項は、別に定める。

(専門的知見等の活用)

第10条 議会は、議案の審査または政策等もしくは市の事務事業の評価に関し必要があると認めるときは、参考人制度および公聴会制度を積極的に活用し、議会意思の形成過程における討議に反映させるよう努めるものとする。

2 議会は、議案の審査、政策等または市の事務事業の評価その他必要があると認めるときは、専門的知見を有する学識経験者等を招致することができる。

3 議会は、学識経験者等の招致の決定を閉会中においては議長に委任することができる。

4 議長は、前項による決定をしたときは、直近の会期における会議で議会に報告しなければならない。

5 公聴会および参考人に関し必要な事項は、別に定める。

(議会報告会)

第11条 議会は、議員および市民が議会における審議結果等について意見交換をする議会報告会の場を設け、積極的な政策提言および政策評価に努めるものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

(請願および陳情の取扱い)

第12条 議会は、請願または陳情の審議に当たり、請願者または陳情者の意見を聴く機会を設

けるものとする。

- 2 議会は、請願に基づく意見書の関係機関への提出後における当該機関の処理について必要と認めるときは、経過の状況の説明を求めることができる。
- 3 請願および陳情に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 議会と市長等の関係

### (議員と市長等の関係)

第13条 議員と市長等および市の職員との関係は、次に定めるところにより常に緊張ある関係の保持に努めなければならない。

- (1) 議会の本会議における代表質問および一般質問は、広く市政上の論点、争点を明確にして行うものとする。
  - (2) 市長等および市の職員は、会議等において議員の質疑および質問に対し、議長または委員長の許可を得て反問することができる。
- 2 議長は、会議等の開催のため必要があると認めるときは、市長等に対し会議等への出席を求めることができる。

### (市長等に説明を求める内容)

第14条 議会は、市長等が提案する政策等および議案について、その審議における論点、争点を明確にし、かつ、政策等の水準を高めるため市長等に対し次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 政策等の提案までの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 関係法令および条例
- (5) 米原市総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果および経費

### (議決事件の追加)

第15条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づく議会の議決に付すべき事件は、政策等のうち市政の各分野における基本的な方向性を定めるものの策定または変更もしくは廃止で、次に定めるものとする。ただし、軽微な変更は除くものとする。

- (1) 米原市総合計画基本構想および基本計画

(2) 米原市都市計画マスタープラン

(3) 米原市教育振興基本計画

2 議会および市長等は、前項各号に定めるもののほか、議会の議決に付すべき事件を定めることができる。

## 第6章 委員会

(委員会設置の目的および活動指針)

第16条 議会は、議案、政策等および市の事務事業を効率的かつ詳細に審査するとともに、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、それぞれの分野ごとに専門性を考慮した委員会を設置し活用する。

2 委員会は、付託議案の審査および所管事項の調査等に当たり論点、争点を明確にし、議会意思の形成に寄与するため、議員間の自由討議を重んじた運営に努めるものとする。

## 第7章 政務活動費

(政務活動費)

第17条 会派または議員は、政務活動費の交付を受けたときは、それが公金であることを認識し、米原市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年米原市条例第9号)を遵守しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派または議員は、その用途について透明性を確保するとともに市民に対し説明責任を果たさなければならない。

## 第8章 議会の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議員の政策提言能力および政策評価能力の向上を図るため、議会事務局の調査および法務機能の充実強化を図るよう市長と協議することができる。

(議会図書室)

第19条 議会は、議員の政策提言能力および政策評価能力の向上を図るため議会図書室における図書の充実に努めるものとする。

(付属機関の設置)

第20条 議会は、議会内部における検討課題の諮問のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、付属機関を設置することができる。

2 前項に定める付属機関を設置するときは、広く市民を交えたものとする。

(議会広報等)

第21条 議会は、議会広報等の広報媒体を通じ、議会の活動を広く市民に周知するよう努める

ものとする。

(議員研修の充実強化)

第22条 議会は、議員の政策提言能力および政策評価能力ならびに資質の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、新たに議員となった者に対し、就任後速やかに研修を行わなければならない。

(議員派遣)

第23条 議会は、議案、政策等および市の事務事業に関する調査その他必要があると認めるときは、議員を派遣することができる。

- 2 議会は、前項に掲げる議員派遣について、閉会中にあつては議長にその権限を委任することができる。
- 3 議長は、前項の規定により議員を派遣したときは、直近の会期における会議で議会に報告しなければならない。
- 4 議員派遣に関し必要な事項は、別に定める。

(財政上の措置)

第24条 議会は、この条例の理念を具現化し、議決機関としての権能を確保するとともに、円滑な議会運営および市民に開かれた議会の実現を図るため、必要な予算の確保について市長に求める。

- 2 議会は、予算を伴う施策提言および政策立案をしようとするときは、財政上の措置等について、必要に応じ市長等と協議する。

#### 第9章 議員報酬等の見直し

(議員報酬等の見直し手続)

第25条 議員報酬、政務活動費および議員定数(次項において「議員報酬等」という。)は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬等の見直しに当たっては、多様な活動の視点から市民の意見を聴取するため、第20条に規定する附属機関を設置し、附属機関における議論を十分に参酌するものとする。

#### 第10章 最高規範性および見直し手続

(最高規範性)

第26条 この条例は、議会における最高規範であつて、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例または規則等を定めてはならない。

(見直し手続)

第27条 議会は、4年に1回または必要に応じ、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例または規則等の改正が必要と認めるときは、適切な措置を講じるものとする。

付 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

付 則(令和2年3月25日条例第22号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。





○米原市議会議員の議員報酬等の在り方に関する審議会条例

平成28年12月20日

条例第43号

改正 令和2年3月25日条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、米原市議会基本条例(平成25年米原市条例第20号。以下「条例」という。)第25条第2項の規定に基づき、議員報酬、政務活動費および議員定数(以下「議員報酬等」という。)の見直しに当たり多様な活動の視点から市民の意見を聴取するため、議員報酬等の在り方に関する審議会の設置、組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 条例第20条第1項の規定に基づく附属機関として、米原市議会議員の議員報酬等の在り方に関する審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 審議会は、米原市議会(以下「議会」という。)の諮問に応じ、議員報酬等の在り方に関し必要な事項を調査審議し、その結果を答申する。

(組織等)

第4条 審議会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他議長が必要と認める者のうちから、議長が委嘱する。
- 3 委員の報酬および費用弁償の額ならびに支給方法は、米原市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬および費用弁償に関する条例(平成17年米原市条例第34号)に規定する附属機関の委員  
その他の構成員の例による。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該審議結果を答申するまでとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第6条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会議の議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集)

2 第4条第2項に規定する委嘱後初めて開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、議長が招集する。

付 則(令和2年3月25日条例第23号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○米原市議会の議員の議員報酬等に関する条例

平成17年2月14日

条例第33号

改正 平成17年10月1日条例第246号

平成17年10月1日条例第336号

平成20年9月2日条例第36号

平成21年3月27日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第3項および第4項の規定に基づき、米原市議会の議員(以下「議員」という。)に対する議員報酬、期末手当および費用弁償の額ならびにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬額)

第2条 議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 400,000円
- (2) 副議長 月額 330,000円
- (3) 議員(議長および副議長を除く。) 月額 300,000円

(議員報酬の支給方法)

第3条 新たに議員になった者には、その日から議員報酬を支給し、議長、副議長には、選挙された日から、それぞれ議員報酬を支給する。

2 議員が、任期満了、退職、失職、除名、死亡または議会の解散により、その職を離れたときは、その日まで議員報酬を支給する。

3 議員報酬は、毎月下旬に支給する。ただし、当該議員報酬の支給前にその職を離れたときは、その際に支給する。

(日割計算)

第4条 前条の規定により、議員報酬を支給する場合において、その月の初日から支給するとき以外のとき、またはその月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割によって計算する。

(期末手当の額および支給方法)

第5条 議員で6月1日および12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職するものに対して期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、または死亡した者についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、または死亡した議員にあっては、退職し、または死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額およびその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額として、米原市特別職の職員の給与等に関する条例(平成17年米原市条例第37号)の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による。

4 第1項の規定にかかわらず、基準日以前6箇月以内の間全く職務に従事しない者に対しては、期末手当を支給しない。

(費用弁償)

第6条 議員が招集に応じ、もしくは委員会に出席するため旅行したとき、または公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の費用弁償については、米原市特別職の職員の給与等に関する条例を準用する。

(費用弁償の支給方法)

第7条 費用弁償の支給方法は、一般職の職員の例による。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月14日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第2項の規定の適用については、同項の規定による期末手当の算定に要する在職期間に合併前の山東町議会、伊吹町議会または米原町議会の議員としての在職期間を通算する。

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山東町議会議員の報酬等に関する条例(昭和42年山東町条例第10号)、伊吹町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例(昭和53年伊吹町条例第2号)または米原町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例(昭和43年米原町条例第24号)(以下この項においてこれらを「合併前の条例」という。)の規定により支給または弁償すべき理由を生じた報酬または費用弁償については、なお合併前の条例の例による。

(近江町との合併に伴う経過措置)

4 第5条第2項の規定の適用については、同項の規定による期末手当の算定に要する在職期間に合併前の近江町議会の議員としての在職期間を通算する。

5 平成17年10月1日の前日までに、合併前の近江町議会議員の報酬等に関する条例(平成9年近江町条例第24号)または解散前の坂田広域行政組合議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和49年坂田郡消防組合条例第7号)(この項においてこれらを「合併前の近江町条例

等」という。)の規定により支給または弁償すべき理由を生じた報酬または費用弁償については、なお合併前の近江町条例等の例による。

付 則(平成17年10月1日条例第246号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

付 則(平成17年10月1日条例第336号)

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

付 則(平成20年9月2日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年3月27日条例第5号)

この条例は、平成21年11月1日から施行する。



○米原市議会の議員の定数を定める条例

平成17年7月1日

条例第211号

改正 平成19年12月4日条例第35号

平成29年3月6日条例第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により、米原市議会の議員の定数は、18人とする。

付 則

この条例は、平成17年10月1日から施行し、この条例の施行の日以後最初にその期日を告示される一般選挙から適用する。

付 則(平成19年12月4日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後最初にその期日を告示される一般選挙から適用する。

付 則(平成29年3月6日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後最初にその期日を告示される一般選挙から適用する。





○米原市議会政務活動費の交付に関する条例

平成17年2月14日

条例第9号

改正 平成17年10月1日条例第228号

平成19年2月28日条例第1号

平成20年9月2日条例第36号

平成25年1月24日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、米原市議会(以下「市議会」という。)の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、市議会における会派または議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、市議会における会派(以下「会派」という。)または議員の職にある者(以下「議員」という。)に対して交付する。

(交付の方法)

第3条 政務活動費は、毎年度4月に1年間(法第208条第1項に規定する会計年度(以下「年度」という。))の当該年度分を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、当該年度分の交付額を12で除して得た額に、任期満了日の属する月までの月数を乗じて得た額を交付する。

(会派に対する政務活動費の交付額等)

第4条 会派に対する政務活動費は、年度につき12万円に、当該年度の初日における当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する。

2 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、前条の規定にかかわらず、当該会派が年度の初日に結成されたものとして前項の規定に基づき算定した額を12で除して得た額に、その結成された日の属する月の翌月(その日が月の初日に当たる場合は、当月)から当該年度末までの月数を乗じて得た額を交付する。

3 当該年度の初日において議員の辞職、失職、除名もしくは死亡または所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は、第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

4 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動を生じた場合は、

異動が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数および当該年度において当該会派に所属する期間(以下「議員数等」という。)に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数等に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

- 5 前項に規定する会派に属する期間については、会派の所属議員数が増加した場合は、その増加した日の属する月の翌月(その日が月の初日に当たる場合は、増加した日の属する月)から算定するものとし、会派の所属議員数が減少した場合は、その減少した日の属する月(その日が月の初日に当たる場合は、減少した日の属する月の前月)までを算定するものとする。
- 6 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、当該会派は、その解散の日の属する月の翌月分(その日が月の初日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

(議員に対する政務活動費の交付額等)

第5条 議員に対する政務活動費は、年度につき12万円を交付する。

- 2 年度の途中において新たに議員となった者に対しては、第3条の規定にかかわらず、前項に規定する額を12で除して得た額に、議員となった日の属する月の翌月(その日が月の初日に当たる場合は、当月)から当該年度末までの月数を乗じて得た額を交付する。
- 3 当該年度の初日において議員の辞職、失職、除名もしくは死亡または議会の解散により議員でなくなったときは、当月分の政務活動費は交付しない。
- 4 政務活動費の交付を受けた議員が、年度の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が月の初日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることのできる経費の範囲)

第6条 政務活動費は、会派および議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題および市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(政党活動、選挙活動および後援会活動ならびに私人としての活動を除く。次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることのできるものとする。

(経理責任者)

第7条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の作成等)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者または議員は、別に定める様式により、当該年度に交付を受けた政務活動費に係る収入および支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。この場合において、収支報告書には、収入および支出を明らかにする書類を添付しなければならない。

2 収支報告書は、交付を受けた年度の終了日の翌日から起算して30日以内に提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、または政務活動費の交付を受けた議員が、議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者または議員であった者は、解散の日または議員でなくなった日から起算して30日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派または議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派または議員がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額を市長に返還しなければならない。

(収支報告書の保存および閲覧)

第10条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書および収支報告書に添付しなければならないとされた収入、支出を明らかにする書類を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、別に定めるところにより収支報告書を公開するものとする。

(透明性の確保)

第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月14日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の山東町議

会政務調査費の交付に関する条例(平成13年山東町条例第24号)、伊吹町議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年伊吹町条例第23号)または米原町議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年米原町条例第21号)(次項においてこれらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日までに、合併前の条例の規定により交付された政務調査費に係る収入および支出の報告書等の提出および保存については、なお合併前の条例の例による。

(近江町との合併に伴う経過措置)

- 4 平成17年10月1日(次項において「合併の日」という。)の前日までに、合併前の近江町議会政務調査費の交付に関する条例(平成14年近江町条例第1号。次項において「合併前の近江町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 5 前項の規定にかかわらず、合併の日の前日までに、合併前の近江町条例の規定により交付された政務調査費に係る収入および支出の報告書等の提出および保存については、なお合併前の近江町条例の例による。

付 則(平成17年10月1日条例第228号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

付 則(平成19年2月28日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年9月2日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年1月24日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の米原市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行日前にこの条例による改正前の米原市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表(第6条関係)

項目	内容
調査研究費	会派または議員(以下「会派等」という。)が行う市の事務に関する調査研究および調査委託に要する経費および会派等の行う調査研究のために必要な先進地調査または現地調査に要する経費
研修費	会派等が研修会を開催するために必要な経費および団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派等が行う活動および市政について市民に報告するために要する経費
広聴費	会派等が行う市民からの市政および会派等の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派等が要請活動および陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派等が行う各種会議および団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派等の参加に要する経費
資料作成費	会派等が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派等が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派等が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派等が行う活動に必要な事務所の設置および管理に要する経費